



生活福祉資金（福祉費）貸付のご案内

【災害援護費・住宅補修費】

◆貸付の内容

種 類	福祉費（災害援護費）	福祉費（住宅補修費）
主 旨	平成 30 年 7 月豪雨災害において被災したことにより臨時に必要な経費 ・被災した住宅の復旧及び家財の購入等 ・主たる生計手段である田畑、工場、倉庫等の復旧等 ※災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象とならない場合が対象	平成 30 年 7 月豪雨災害において被災したことにより住宅の補修、保全等に必要な経費 ・家の補修、居室・台所・トイレ・風呂等の改修等 ・住宅の保全（風雨等による被害を防止するための住まいの補強、住宅に被害の恐れのある敷地等に対する土砂崩れ等の防止など）
対 象	広島県内に所在を有し、平成 30 年 7 月豪雨災害により被災したことにより、福祉費（住宅補修費・災害援護費）を必要とする低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養または介護を要する 65 歳以上の高齢者が属する世帯に限る） ※生活保護世帯については、福祉事務所が認めている場合に限りです。	
貸付限度額	150万円	250万円
貸付方法	一括交付 ※住宅補修等の場合は、工事完了後、業者からの請求書を提出後に資金交付となります。	
据置期間	貸付日から 2 年以内	
償還期限	据置期間経過後 20 年以内	
貸付利子	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は年 1.5%（措置期間中は無利子） 【利子補給事業のご案内】 連帯保証人を立てない場合、貸付利子部分について、各市区町行政が実施する利子補給事業（貸付利子相当額を補助）の対象となる場合があります。本資金が決定した場合、 <u>貸付決定通知書（写）を添えて各市区町行政に利子補給対象要件該当届出書を提出する必要がある。</u> 本資金については元金のみ償還（返済）することになります。	
延滞利子	最終償還（返済）期限を過ぎると、残元金に対して年 5% の延滞利子が発生します。 ※延滞利子は利子補給事業の対象にはなりません。	

◆借入申込にあたって

○他法・他制度を優先して相談・利用が必要です。災害援護資金貸付や金融機関の住宅復旧ローン等の利用を検討し、他制度の利用が困難な世帯が本資金の対象となります。

○民生委員が支援に関わります。

○貸付には審査があり、資金の必要性及び借入金額の妥当性、貸付後の生活（返済）の見通し等総合的に審査し、貸付の可否を判断します。結果が出るまで一定の期間を要します。

※次に該当する場合等は貸付対象外となります。

株式・有限会社等の法人や団体等／恒常的に困窮している世帯／債務整理中(検討中含む)の場合／暴力団員が属する世帯／支払済・契約済・発注済の場合 等

※審査内容や不承認理由についてはお答えしませんので、あらかじめご了承ください。

◆借入申込に必要な主な書類等

○借入申込にあたっては、次の申請要件の事実を証明する書類が必要です。

借入申込書(本会様式)／住民票(世帯全員分)／印鑑登録証明書(借入申込者・連帯保証人)

本人確認書類(運転免許証・健康保険証、障害者手帳等)／収支状況表(本会様式)

世帯の収入及び支出が確認できる書類／債務・滞納状況一覧(本会様式)

負債及び滞納の総額・残額・返済(納付)状況が確認できる書類

官公署が発行する、り災証明書または被災証明書／業者の見積書(2社以上) 等

※住宅補修等の場合、工事の平面図・立面図(工事前後)、工事前の現況写真、土地・建物の登記簿謄本等が必要となります。

※申請内容や世帯の状況により、追加書類の提出を依頼する場合があります。

※審査のため、書類の発行元に内容確認を行う場合があります。

※審査のために提出された書類は、返却しませんのであらかじめご了承ください。

◆広島県内 市区町社会福祉協議会一覧

借入を希望される場合は、お住まいの市区町社会福祉協議会へ相談してください。

社協名	電話番号	社協名	電話番号	社協名	電話番号
広島市	082-264-6404	呉市	0823-25-3571	安芸高田市	0826-47-1131
中区	082-249-3114	竹原市	0846-22-5131	江田島市	0823-40-2501
東区	082-263-8443	三原市	0848-63-0570	府中町	082-285-7278
南区	082-251-0525	尾道市	0848-22-8343	海田町	082-820-0294
西区	082-294-0104	福山市	084-928-1353	熊野町	082-855-2855
安佐南区	082-831-5011	府中市	0847-47-1294	坂町	082-885-2611
安佐北区	082-814-0811	三次市	0824-63-8975	安芸太田町	0826-32-2226
安芸区	082-821-2501	庄原市	0824-72-7120	北広島町	0826-82-2680
佐伯区	082-921-3113	大竹市	0827-52-2211	大崎上島町	0846-62-1718
		東広島市	082-430-8867	世羅町	0847-22-3162
		廿日市市	0829-20-4080	神石高原町	0847-85-2330

実施主体：社会福祉法人広島県社会福祉協議会 生活支援課

〒732-0816 広島市南区比治山本町 12-2 TEL：082-254-3413

